

不良債権の状況

金融再生法に基づく開示債権残高(金融再生法開示債権)は前年同期に比べ50億円減少し98億27百万円となり、債権額に占める割合も2.93ポイント低下し5.83%となりました。これは取引企業の倒産や財務内容の悪化などもありましたが、経営改善計画書などの策定により債務者区分がランクアップしたことなどによるものです。

また、金融再生法開示債権に対する保全率は91.32%となりました。

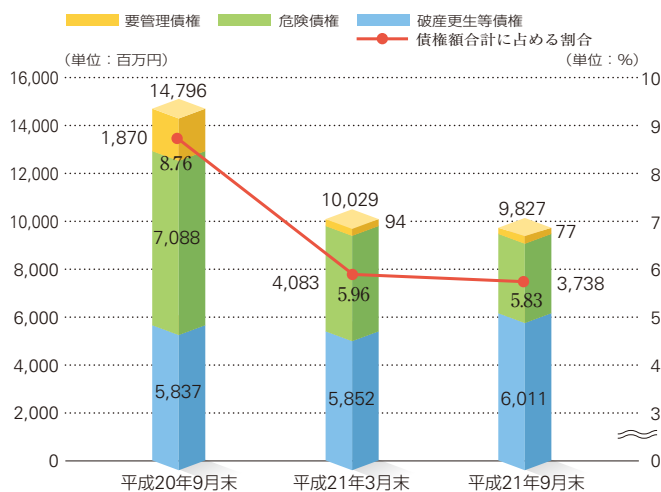
当組合では、全店を挙げての企業支援活動を通じて、お取引先の経営・財務内容の改善支援に努めています。

開示債権と保全の状況(単体) (平成21年9月末現在)

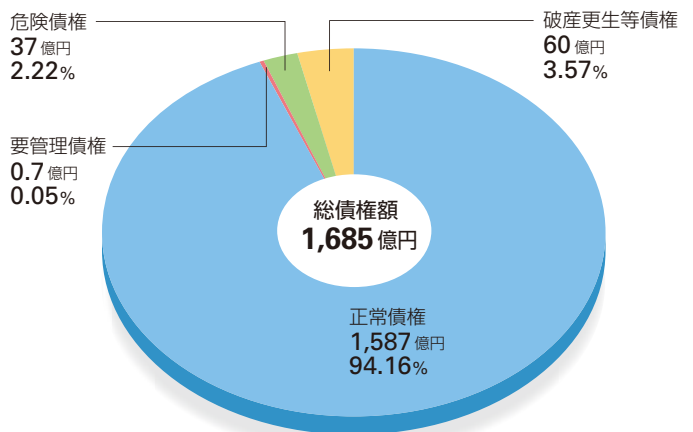
(単位:百万円)

自己査定と保全の状況 (対象債権 総与信)					金融再生法開示債権 (対象債権 総与信)		リスク管理債権 (対象債権 貸出金)	
債務者区分	残高	担保等保全額	貸倒引当金	保全率	区分	残高	区分	残高
破綻先	1,529	1,309	220	100.00%	破産更生等債権	6,011	破綻先債権	1,521
実質破綻先	4,481	2,732	1,749	100.00%			延滞債権	8,131
破綻懸念先	3,738	1,989	925	77.97%	危険債権	3,738	3ヵ月以上延滞債権	33
要注意先	77	36	11	62.77%	要管理債権 (貸出金のみ)	77	貸出条件緩和債権	43
							合計	9,731
その他の要注意先	35,304	金融再生法開示債権に対する 保全率 91.32%			小計	9,827	債権額合計に占める割合	5.83%
正常先	123,399				正常債権	158,737		
合計	168,564				合計	168,564		

● 金融再生法開示債権の推移



● 金融再生法開示債権の状況 (平成21年9月末現在)



● 償却・引当基準

自己査定債務者区分	資産区分(金融再生法)	償却・引当方針
破綻先債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	担保・保証等により保全のない部分に対して、100%を償却・引当
実質破綻先債権		
破綻懸念先債権	危険債権	担保・保証等により保全のない部分に対して、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を引当
要注意先債権	要管理債権	要管理先債権額に対して、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を引当
	その他の要注意先債権	過去の貸倒実績率に基づき今後1年間の予想損失額を引当
正常先債権	正常債権	過去の貸倒実績率に基づき今後1年間の予想損失額を引当

- 用語解説**
- 破産更正等債権** …… 「破産、会社更生、再生手段などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権」であり、破綻先および実質破綻先に対する債権。
 - 危険債権** …… 「経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権」であり、破綻懸念先に対する債権。
 - 要管理債権** …… 要注意先に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権」。